

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 米子市役所本庁舎で使用する電気の供給
(2) 供給場所 米子市役所本庁舎
鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
(3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 供給期間

自 平成 24 年 7 月 1 日午前 0 時 至 平成 27 年 6 月 30 日午後 12 時

3 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給式電気方式 交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
エ 標準周波数 60 ヘルツ
オ 供給方式 1 回線方式
カ 非常用自家発電設備 なし（260 キロボルトアンペア 1 台 系統連携なし）

(2) 契約電力等

- ア 予定契約電力 常時電力 427 キロワット
イ 予定使用電力量 2,915,208 キロワット時
（1 年当たり 971,736 キロワット時）
※各月の予定使用電力量は、別紙のとおり
ウ 予定期率 100 パーセント
エ 予定期長期契約電力 420 キロワット

(3) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有り
イ 電力会社の検針方法 自動検針
ウ 計量器の構成 記録型計器（通信機能有り）。ただし、電力需給用複合計器（通信機能付き）へ取替可能

(4) 需給地点

需要場所の受変電室における米子市が施設した受電設備の終端接続部接続端子と中国電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 供給条件

(1) 電気の安定供給

3の（1）及び（2）に示す電気を供給開始から安定的及び継続的に供給すること。

なお、特定規模電気事業者は、安定供給を行うために一般電気事業者と不足供給の取決め等を行い、米子市の承認を得ること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合に迅速に対応することができる態勢を構築すること。

なお、特定規模電気事業者は、障害時の電力供給を行うために一般電気事業者と不足供給の取決め等を行い、米子市の承認を得ること。

(3) 託送供給約款等の遵守

特定規模電気事業者は、一般電気事業者の託送供給約款の内容を遵守すること。なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

(4) その他

供給電力に係る二酸化炭素排出係数については、契約期間満了時までに当該地域の一般電気事業者以下の数値となるよう努めること。

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

6 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

7 割引制度

受注者固有の割引制度を適用することができる場合は、必ず適用すること。

8 料金単価の変更

基本料金の単価及び電力量料金の単価を変更するときは、双方協議の上、決定することができる。

また、燃料費調整及び太陽光発電促進付加金の設定がある場合は、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）に定める燃料費調整制度及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づき経済産業大臣が定めた経済産業省告示に準じて中国地方の一般電気事業者が定める当該月の燃料費調整単価及び太陽光発電促進賦課金単価を参考にして、双方協議の上、定める。

なお、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う電力料金賦課金が制定された場合は、単価設定について、双方協議の上、定める。

9 供給期間中における電気料金の算出方法（1か月当たり）

支払金額＝基本料金+電力量料金-受注者固有の割引額

(消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

基本料金=契約電力×基本料金の単価×力率割引

電力量料金=当該月の使用電力量×当該月の電力量料金の単価

*ただし、燃料費調整の設定がある場合は、燃料費調整単価を加算

受注者固有の割引額=受注者の定める計算方式

10 その他

- (1) 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法（平成23年法律第108条）に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (2) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

11 添付書類

- (1) 供給期間における各月の使用予定電力量等
- (2) 年度別実績値